

ハーバーマスとゲーレンの対峙，初期ドイツ連邦共和国 における民主主義的発展と「制度」の問題

— 憲法パトリオティズムの前史として —

橋本 紘樹

はじめに

第二次世界大戦後，西欧の民主主義体制のもと新たに誕生したドイツ連邦共和国は，ナチズムの過去や東西冷戦による統一国家の分裂を前に，国家としての自明性を持ち得ず，暫定的な性格を抱え，建国後絶えず正当化の必要性に迫られた。¹⁾ そしてそれは，民主主義の発展をめぐる議論と軌を一つにしている。すでに1945/49年から，政治・文化的な言論の場で「民主主義的再生」に向けた尽力が繰り返されたほか，²⁾ とりわけ1950年代後半から1970年代初頭，つまり，経済の奇跡からオイルショックまでの時期にあたる「長い60年代」には，様々な政治的出来事が勃発する。³⁾ 言論の自由の侵害が問題となった『シュピーゲル』事件，議会制民主主義の機能不全を可視化したCDU/CSUとSPDによる大連立，非常事態法の制定といった，民主主義を揺るがす一連の出来事が生じると，それに対抗すべく，反体制派の知識

※ 本稿は，2021年度松山大学特別研究助成の支援を受けた研究成果であると同時に，著者が京都大学大学院文学研究科に提出した博士論文『初期ドイツ連邦共和国における知識人の諸相，自己省察から討議へ—アドルノ，ハーバーマス，そしてエンツェンスベルガー』（2022年3月，非公表）の第5章「国家と抗議の関係性。ハーバーマスから見たドイツ連邦共和国の68年—ゲーレンによる制度論との批判的対峙」を改稿したものである。博士論文では，68年運動へのハーバーマスの評価を主題としたが，本稿では，ハーバーマスとゲーレンの関係に焦点を当て，両者に関する先行研究に対して新しい観点を打ち出している。そして同時に，憲法パトリオティズム論へと接続し，そのアクチュアリティの解明を試みた点で独自性を有している。なお，引用に際しては，邦訳のあるものは本文中に原典の略号の後に頁数を記し，適宜筆者が手を加えている。

- 1) Vgl. Jens Hacke: Die Bundesrepublik als Idee. Zur Legitimationsbedürftigkeit politischer Ordnung, Hamburg (Hamburger Edition) 2009; Dominik Geppert/Jens Hacke: Einleitung. In: Dies. (Hrsg.): Streit um den Staat. Intellektuelle Debatten in der Bundesrepublik 1960-1980. Göttingen (Vandenhoeck&Ruprecht) 2008, S. 9-22.
- 2) 例えば，Sean A. Farmer: German Intellectuals and the Challenge of Democratic Renewal. Culture and Politics after 1945. Cambridge (Cambridge University Press) 2014; Friedlich Kießling: Die undeutschen Deutschen. Eine ideengeschichtliche Archäologie der alten Bundesrepublik 1945-1972. Paderborn (Ferdinand Schöningh) 2012.
- 3) 「長い60年代」の議論を簡潔にまとめたものとして，Detlef Siegfried: 1968. Protest, Revolte, Gegenkultur. Ditzingen (Reclam) 2018, S. 13-26.

人たちが声を挙げるだけでなく、既存の国家の全面的変革を試みる学生運動が登場したのだった。

こうした初期の西ドイツ国家と民主主義の關係に正面から取り組んだ人物として、ユルゲン・ハーバーマス（1929-）の名を挙げるができる。例えば彼は、『シュピーゲル』事件を「公共圏」の理念の表れとして高く評価し、⁴⁾ 実際に抗議声明への署名に参加していたほか、抗議する学生たちとも激しい討論を繰り返した。とりわけ1960年代末の情勢の激化とともに、学生運動の主導者らが、権威主義的な体制の変革に向けて、行き詰まりを見せる現行の民主主義のルールを打ち破るべきだと主張し始めると、彼は「左翼ファシズム」という衝撃的な言葉で批判を展開することとなる。

ここで着目すべきは、ハーバーマスが抗議する学生たちと向き合う一方で、保守派の知識人たちとも議論を交わしていたということである。なかでも、旧ナチス黨員であり、哲学的人間学の提唱者の一人でもある、アーノルト・ゲーレン（1904-1976）の存在は大変興味深い。というのも、ゲーレンは、国家を含む制度の意義を説く保守派の理論家であると同時に、科学的・専門的知識のみが正しい政治的決定をもたらすとするテクノクラシー・テーゼを主張し、社会秩序を無責任に揺るがす知識人や抗議運動に対して懐疑的な視線を向けていたからである。

これまで、ハーバーマスとゲーレンの關係はほとんど取り上げられてこなかったが、近年少しずつその重要性が問い直されており、『公共圏の構造転換』（1962）や『コミュニケーション的行為の理論』（1981）などに結実するハーバーマスの思想形成に対して、ゲーレン理論の与えた影響が——肯定的なものであれ否定的なものであれ——明らかにされてきている。⁵⁾ 本稿では、そうした理論的受容をめぐる先行研究の成果を踏まえながら、基本法の枠組みの中で民主主義が発展を見せた戦後の西ドイツ国家に対する評価とい

4) Jürgen Habermas: Studentenprotest in der Bundesrepublik. In: Ders.: Kleine Politische Schriften I-IV. Frankfurt a. M. (Suhrkamp) 1981, S. 217-238, bes. S. 230f.

5) 両者の相違点に着目しながらハーバーマスの思想形成を辿ったものとして、vgl. Roman Yos: Der junge Habermas. Eine ideengeschichtliche Untersuchung seines frühen Denkens 1952-1962. Berlin (Suhrkamp) 2019, S. 73-102, 242-285 und 314-346; 泉啓：初期ハーバーマスのゲーレン批判 —『近代の二元的把握』をめぐって『社会学研究』東北大学社会学研究会（84）2008, 223-246頁。類似性に着目したものとして、vgl. Patrik Wöhrle: Das Denken und die Dinge. Intellektuelle Selbst- und Fremdverortungen in den 1960er und 1970er Jahren am Beispiel der Technokratie-Debatte. In: Thomas Kroll/Tilman Reitz (Hrsg.): Intellektuelle in der Bundesrepublik Deutschland. Verschiebungen im politischen Feld der 1960er und 1970er Jahren. Göttingen (Vandenhoeck&Ruprecht) 2013, S. 55-69; Ders.: Metamorphosen des Mängelwesens. Zu Werk und Wirkung Arnold Gehlens. Frankfurt a. M. (C. H. Beck) 2010, S. 267ff.

う観点から、ゲーレンとの批判的対峙がハーバーマスにとって有していた意味を浮き彫りにすることを試みる。その分析は、後年にハーバーマスが提唱する「憲法パトリオティズム」を新たに捉え直す上でも、重要な視座を提供してくれるに違いない。

まず、ゲーレンの名著『人間の原型と後期文化』と『モラルとハイパーモラル』を概観したのち（1節）、その2作に対するハーバーマスの書評を考察する（2節）。そして最後に、歴史家論争で初めて持ち出された彼の「憲法パトリオティズム」論に接続することにしよう（3節）。

1. 国家制度ないしは社会制度の意義——戦後のゲーレンの思想を振り返る

旧ナチス党員のゲーレンは、終戦後に非ナチ化政策を切り抜け、大学への復帰を果たした。そして、戦前の名著『人間』（1940）において、他の生物種と異なり外界の刺激に適切に反応できない「欠如存在」としての「人間」という洞察と、「指導体系」の必要性とを単線的に結びつけたことへの反省から、戦後は民族学や社会学をもとに、「社会」における「制度」の実証的な理論構築を目指した。⁶⁾

その成果が、『人間の原型と後期文化』（1956）である。外界に適切に反応できる動物と違い、人間の場合は、さまざまな刺激や欲求と、その充足との間に空白がある。多様な「行為」の選択肢を持つ人間は、「世界開放性」を有し、「際限なく刺激を受け入れることができる」という「衝動過剰」にさらされ、不安定な現実を生きねばならず、だからこそ「習慣の形成」としての「制度」が必要となる（US, S. 21f./21-22頁）。⁷⁾そして「制度」を通じて、そのつどの欲求充足からの解放という「負担の免除」（US, S. 30/32頁）がもたらされ、充足状況が維持される「背景充足」（US, S. 14/12頁）に移行すると、別の動機をもつ高次の活動の可能性が開かれていく。その際重要なのは、何かある「目的」が「背景充足」として退き、次なる動機が後から付け加わっていくという事態が繰り返し生じた結果、現在の「制度」が存在し

6) 紙幅の都合上ゲーレンの経歴については詳述できないが、彼は当初ナチスのイデオロギーに賛意を寄せ、ナチス政権下でキャリアを形成したものの、その熱狂は1935年ごろからすでに冷めており、御用学者たちからも厳しい批判にさらされていたようだ。このあたりの事情に関しては、vgl. Christian Thies: Arnold Gehlen. Zur Einführung. Hamburg (Junius) 2000, S. 11-19; Karl-Siegbert Rehberg: Nachwort des Herausgebers. In: Arnold Gehlen: Gesamtausgabe. Bd. 3-2. Hrsg. von Karl-Siegbert Rehberg. Frankfurt a. M. (Vittorio Klostermann) 1993, S. 751-785.

7) Arnold Gehlen: Urmensch und Spätkultur. Philosophische Ergebnisse und Aussagen [=US]. 7. Aufl. Frankfurt a. M. (Vittorio Klostermann) 2016 [A・ゲーレン（池井望訳）：人間の原型と現代の文化（法政大学出版局）2015]。

ているという視点である。制度は、長期にわたる様々な「目的」を複合的に包含しているため、特定の「目的」との整合性という観点からその意義を測定することは困難であり、ゲーレンによれば、例えば「国家の目的ないしは〈本質〉をめぐる問いには、ただイデオロギーによってのみ答えることができる」(US, S. 40/43-44頁)。

さらに、そうした「制度」の基礎には、社会関係における「相互性 (Gegenseitigkeit)」がある。ゲーレンは、レヴィ=ストロースらの人類学の知見をもとに、原始社会の「互惠主義 (Reziprozität)」が持つ意義を説明したのち、G・H・ミードの理論を絶賛し、「他者」と「言語」の問題をも論じている。意思疎通のためには、「他者」の「言語」を用いて発言せねばならず、絶えず「他者の反応」に身を置く必要がある。自我はそうした過程を通じて形成されるのであり、「相互性」から生まれる社会構造こそが、人間にとって「根源的な充足の場」となるのだ (US, S. 49ff./56-59頁)。

このような基本考察を経て、古代文化における「制度」の成立過程が改めて分析される。本能が退行した人間にも周囲の環境に触発される「本能残基」(US, S. 147ff./177-181頁)がある。そうして外界への反応を余儀なくされ、「模倣」という行為が生まれると、模倣対象たる外界の他者から逆照射して自我を捉えなおすことが可能になる (US, S. 166ff./200-216頁)。それは次第に集団的な儀礼の形を取り始め、「トーテムイズム」においては、集団の各成員が当該のトーテム動物に共通の結束点を見出し、その殺害・捕食の禁止を義務として認識すると同時に、各成員はトーテムと同一化しているがゆえに、集団内の殺害もまた防止される (US, S. 231ff./278-287頁)。このように、現実の外界に他者と共有できる支点を有することが古代制度の特徴である。しかし現代では、産業の進展により人間は過剰な刺激にさらされているものの、搾取の対象たる外界に支点を求めることはできない。タイトル『人間の原型と後期文化』にある「後期文化」とは、古代制度が崩壊し、無拘束な主体に覆われた「主観主義」の時代のことなのだ。⁸⁾

1960年代末に学生運動が盛り上がると、ゲーレンは『モラルとハイパーモラル』(1969)⁹⁾を世に問い、制度論を軸とする倫理学を展開した。ただし、理論的主張もそこそこに独断的な時代批判が乱発されており、教え子であり友人でもあったヘルムート・シェルスキーでさえ、「極めて遺憾なことにゲーレンは〔…〕現実主義的な政治的保守主義の信用を失墜させた」¹⁰⁾と手厳

8) 以下も参照, Karl-Siegbert Rehberg: Vorwort zur 6. Aufl. In: US, S. IX-XXI.

9) Arnold Gehlen: Moral und Hypermoral. Eine pluralistische Ethik [=MH]. 7. Aufl. Frankfurt a. M. (Vittorio Klostermann) 2016.

10) 以下より引用, Heike Delitz: Arnold Gehlen. Konstanz (UVK) 2011, S. 109.

しく非難している。

ゲーレンは倫理の源泉の「複数主義」というテーゼを掲げている。¹¹⁾ 倫理の基礎は、(1)「相互性」(2)幸福や快樂の追求といった本能(3)人道主義に通じる「家族倫理」(4)「国家」を含む「制度の倫理」、以上四つに分類され、これらは調和関係にあるべきだとされる。しかし、啓蒙主義の時代にコスモポリタニズム的な博愛主義が説かれ、本来は「近くの目標」を対象とする「家族倫理」が必要以上に拡張された。そこに産業社会が到来し、物質的な豊かさをみたくべく、快樂を追求する本能が加速度的に混交し、私的な性格を持つ二つの倫理の源泉が「肥大化」した。結果として、公共性に関わる「相互性」と「制度」は掘り崩され、社会は不安定化する。それがゲーレンの基本的な主張である。ここでは、「国家」を含む「制度の倫理」について見ておこう。

『人間の原型と後期文化』においてすでに、「相互性」の根源性が主張されていたように、これら四つの倫理に際しても——「複数主義」というテーゼにもかかわらず——「相互性」が最重要の要素とされており、¹²⁾ 先と同様の主張がなされている。そしてまた、「世界開放性」を有する人間は、制度による「負担の免除」を通じて生産的となるという洞察も引き継がれている。そうした基本線を抑えつつ、ゲーレンはまずもって「規範」や「義務」が「二人以上の主体がなにかある共通のテーマについて持続可能な形で下した結論のインデックス」であることを確認した上で (MH, S. 94), 「他者」という観点から制度の客観性の証明を試みる。「他者の反応」から「自我」を捉えなおすという「言語」の役割が示すように、「人間は自分が何者かを知らず、直接には自己実現を達成できないので、制度を通じて自我と自我を媒介させねばならない」(MH, S. 96)。そうして「人間にふさわしい文化」とは、次世代が「長きにわたる成果ゆえに正当化されている理性的環境のなかで」成長を遂げることで継承されていくのである (MH, S. 97)。

現実世界では制度自体も崩壊の危険にさらされているわけだが、ゲーレンは、他のあらゆる制度の偶然性をも保護する制度として、「国家」に特別な価値を付与する。¹³⁾ 国家は、そうした安定性の実現に向け、公的で「政治的な徳」をもって、状況の客観的判断のもと「冷酷な言葉」を用いて統治する

11) 以下も参照, Heike Delitz, S. 109-122; Karl-Siegbert Rehberg: Vorwort zur 6. Aufl. In: MH, S. VII-XVII.

12) Vgl. Ebd., S. IX-X.

13) Andreas Höntsch: Der Staat zwischen Gleichheitsanspruch und Wohlstandsversprechen. Arnold Gehlens Blick auf die Bundesrepublik. In: Christine Magerski (Hrsg.): Die Macht der Institution. Zum Staatsverständnis Arnold Gehlens. Baden-Baden (Nomos) 2020, S. 217-243, hier S. 230ff.

ため、家族的な人道主義や幸福主義とは相容れないのである (MH, S. 100)。

以上のような理論を展開する過程で、ゲーレンは時代情勢にも言及し、第三帝国や西ドイツ国家の問題点を挙げているのだが、それは不平不満のような形で雑感のように挿入されており、問題含みの箇所が散見される。例えば前者については、「1933年以降、〈ドイツ帝国〉という制度的統合は損傷しただけではない。帝国自体が [...] 国民社会主義者たちとその敵たちによって破壊された」(MH, S. 95) と語られるほか、ヒトラーに関して、「不均衡で、対立さえ存在しない権力」を独善的に掲げた点が批判されている (MH, S. 116)。一方でゲーレンは、1968年8月にチェコスロヴァキアへ進軍したソヴェト連邦に言及しながら、その国家としての強大さを示唆しており (MH, S. 155)、「相互性」の排除につながる全体主義の危険性は素通りし、ナチズムの経験を、もっぱら終戦後に「国家の権威」の失墜が生じた原因としてしか言及していない。

次に西ドイツ国家への批判である。20世紀中頃から、「生産の向上と高まり続ける生活水準への慣れ」とともに、「国家」は「純粋に社会的な要求の執行機関」となり、経済的側面を考慮し始め、個々人の利害が全体に影響を与えるようになる。戦後の福祉国家においては、本来的に政治的な目標設定が不可能になり、「リヴァイアサン」は「乳牛」と化した (MH, S. 106f.)。そうして個人主義が横行する状況に追い討ちをかけるのが、知識人や抗議運動の学生たちである。もとよりゲーレンは、自らのテクノクラシーテーゼと結びつける形で、以前から知識人批判を展開していた。資本主義や技術の高度な進展により、「世界工業文化」が遍く張り巡らされると、認識は直接的な経験から切り離され、「絶え間なく続く意識の過度な世界交流」がもたらされる。そのような状況下で必要とされるのは、第一線で事象に直接取り組む専門家や政治家であるはずだが、知識人たちは言論の自由を振りかざし、抽象的な博愛主義的コスモポリタニズムを無責任に流布し、社会を不安定化させている。¹⁴⁾『モラルとハイパーモラル』にもこの種の批判は姿を見せしており、知識人たちは自身の正しさを証明すべく国家への批判を展開し、マスメディアを支配することで、「自らの特権化された言論の自由を万人の自由と同一視し、挙句、それを承認してもらおうとするほど」優位な立場から語るのだ、とされる (MH, S. 153)。ただしここでは、立場の相違とは無関係に反体制派という属性が一様に捉えられており、もっぱらその負の側面のみ

14) 例えば以下、Arnold Gehlen: *Das Engagement der Intellektuellen gegenüber dem Staat*. In: *Gesamtausgabe*. Bd. 7. Hrsg. von Karl-Siegbert Rehberg. Frankfurt a. M. (Vittorio Klostermann) 1978, S. 253-266 [A・ゲーレン: 国家への知識人の参加 [同著者 (森田侑男訳): 洞察—現代社会と知識人 (未来社) 1988, 9-35頁]]。

が強調され、戦後の民主主義進展への知識人の寄与などは視野の外に置かれている。

付言しておく、ゲーレンはこうした主張でもって、過去の理想化へ直進しているわけではない。¹⁵⁾「進歩」はたしかに存在していて、技術や科学の発展により、「以前の困窮は和らげられ、社会の礼儀は、とにもかくにも、各人が尊厳を持って自らの役割を果たすことができる水準で貫徹されている」(MH, S. 178)。ゲーレンの主眼は、「主観主義」の進展を伴うものの、歴史的な必然性を持つ現在と向き合い、「国家」を起点とする諸制度に残された倫理観を保持することにあつたのだろう。しかし「国家の権威」の危機を強調するあまり、批判にも開かれ、社会における「相互性」を促進する働きを持つはずの民主主義的制度、すなわち、ナチズムを経て成立した西ドイツの基本法やその下にある社会的諸制度の役割が等閑視されているのは、やはり大きな問題であると言わざるを得ない。

2. ハーバーマスのためのゲーレン —— 民主主義的制度とはなにか？

学生時代から『人間』に取り組み、哲学的人間学に関心を示していたハーバーマスにとって、その成果が最初に結実したのは、『人間の原型と後期文化』に対する書評「諸制度の崩壊」(1956)である。冒頭は、ゲーレンの「人間学的な諸カテゴリー」に対する留保から始まる。ゲーレンは、「人間」の持つ「衝動過剰」や「世界開放性」などの生物学的特質から「制度」の必要性を解き明かした。ハーバーマスによると、その試みは、「〈本性〉からして弱い、あるいはまったく生存力のない存在にとって、〔制度が〕生き延びるために不可欠であることを証明する」ものである(PP, S. 102/150頁)。¹⁶⁾してみれば、「人間学的な諸カテゴリー」として定義されているものは、「自然の諸カテゴリー」というより、「人間自身が作り出したもの」となる(PP, S. 102/150頁)。それらは単なる生物学的な事実ではなく、歴史的要素を含むのだ。とはいえ、ゲーレンの知見の有効性も見逃されてはいない。

第一に、合目的的に設えられた道具が自己目的的な自己法則性へと移り、自立するところでは、習慣化された振る舞いが本来の目的から解放され、

15) Vgl. Karl-Siegbert Rehberg: Von den großen Herrschaftsordnungen zum Verteilungssystem. Arnold Gehlens melancholisches Staatsverständnis. In: Die Macht der Institution (2020), S. 17-44, hier S. 37ff.

16) Jürgen Habermas: Der Zerfall der Institutionen. In: Ders.: Philosophisch-politische Profile [=PP]. Frankfurt a. M. (Suhrkamp) 1987, S. 101-106 [J・ハーバーマス：諸制度の崩壊〔同著者（小牧治／村上隆夫訳）：哲学的・政治的プロフィール（上）—現代ヨーロッパの哲学者たち（未来社）1999, 149-156頁〕]。

人間は「制度を起点に」行動することを学ぶ。衝動の契機は、対象へと延長され、規範的な内容で (mit normativen Gehalten) 制度を覆うようになる。(PP, S. 103/152頁)

ハーバーマスはこう語り、「相互性」や「背景充足」といったカテゴリーに着目しながら、制度の形成過程の必然性を確認している。興味深いのは、ハーバーマスにとって当時極めて重要な意義をもっていた「規範的」という言葉が、制度論との兼ね合いで持ち出されている点だろう。ヨスの優れた研究に従えば、ゲーレンが古来の制度の安定性や拘束力を人類学的に自然なものとして捉えた一方で、当時のハーバーマスは、歴史的カテゴリーを人間の性質として一般化するゲーレンの教説に疑念を抱いており、批判の立脚点になりうる「規範的な理論」の構築をすでに試みていたという。¹⁷⁾ そうした背景を考慮に入れるならば、引用部分は、ゲーレンが提唱する「制度」概念の中に「規範性」を見出そうとする、非常に興味深い姿勢を示していることになる。

つづいてハーバーマスは、「人間の原型と後期文化」という二分法に注意を向け、制度と個人をめぐって生じている現在の問題点を挙げている。今日の大衆消費社会で顕在化しているのは、制度的拘束性の欠如からくる「主観性」の暴走ではなく、むしろ個人に対する過剰な制度的検閲である。たしかに、消費文化を支配する諸制度に対抗するにあたって、「恣意的な主観性なるもの」は疑いなく空転している (PP, S. 106/155頁)。

しかし、すでにこうした状況が批判に値するのであれば、それは制度と個人の調和のとれた媒介を視野に収めた場合であり、[...] 個人の退行を通じて制度的なものを復興する方向性においてではない。個人性が [...]「諸身分なき身分」として社会的に実現されるなら、人間が「各々の純粋な人間性において」[...] 出会うことができるならば、それは実際にそれほど悪いことなのだろうか。(PP, S. 106/156頁)

ハーバーマスは、コスモポリタニズム的な「個人性」の意義を強調する。「制度」の必然性や重要性を否定することはできないが、それは「個人性」を抑圧するものであってはならず、「制度と個人の調和のとれた媒介」を目指さなければならない。肝要なのは、個人性が社会のなかでどのように実現され、その際に制度とどのような関係を取り結ぶかである。最後はこう締め括られ

17) Vgl. Roman Yos, S. 314-346.

ている。

もし〈矮小化された尺度の人間〉〔…〕を軽蔑するなら、それは良い成果をもたらすし、優れた知覚の証明でもある。なんといっても、〔現代人は〕〈なかば貪欲で柔和〉である。一方ニーチェは、未来の人間を、寛大でかつ残忍なものとして呼び起こしていた。それは、私たちがこの間に——誰がなお〈矮小化された尺度〉と言おうとするだろう——受け取った未来だったのだ。(PP, S. 106/156頁)

ゲーレンによる「〈矮小化された尺度〉」および「〈なかば貪欲でかつ柔和〉」という診断を、ハーバーマスも部分的に肯定する。「良い成果」であるのは、そうした現状への距離が、社会の批判のために必要であるからだろう。その反面で、ハーバーマスはゲーレンの現代人への諦観に抗すべく、「〈なかば貪欲でかつ柔和な人間〉」と対極にあるニーチェの未来の人間像を仮説として持ち出す。つまり、ゲーレンの現代への嘆きが正しいのであれば、ニーチェ的な人間を生み出すべく努めるべきなのか、という問題提起である。それを受けて、「この間に〔…〕受け取った未来」という表現により、ナチスを経て戦後に至る時代を指し示しながら、ハーバーマスは、「誰がなお〈矮小化された尺度〉と言おうとするだろう」と応答する。この反語は、まさしく戦後西ドイツという現代が、ニーチェ的な人間像の悪用により野蛮を極めたナチスを克服してきた歴史の上に成立しているという事実を想起させるものであり、一面的な現状懐疑に対する批判となっている。ハーバーマスはゲーレンの読解を通じて、個人性と制度的な規範との関係を、社会的で歴史的な視線のもとに捉えようとしていたのである。では、こうした問題意識は、もう一つの手紙「偽装された実体性」(1970)においてどのように表れているのだろうか。

ハーバーマスは68年の騒乱を前に、制度論を軸に繰り広げられる倫理学が説得力を持ち、それが抑圧的な社会への急激な揺れ戻しに寄与することを懸念していた。しかし、『モラルとハイパーモラル』は精緻な理論ではなく、独断的な論調に陥っており、「尊重すべき生活の知恵と理論的に興味深い想定とが、歩調の乱れた右翼知識人の政治談義と混じっている」(PP, S. 108/158頁)。¹⁸⁾ 一方で、この発言の前半部分にあるように、なお見出すべき点があることは否定されていない。

18) Jürgen Habermas: Nachgeahmte Substantialität. In: PP, S. 107-126 [J・ハーバーマス：偽装された実体性 [同著者、前掲書 (1999)、157-183頁]]。

まず、ゲーレンの提示する四つの倫理の基礎の整合性が取り上げられ、なかでも「家族倫理」と「国家・制度倫理」の関係に焦点が当てられる。ゲーレンによれば、親密な隣人間に生まれる「私的な徳」としての「家族倫理」は、「人道主義」や「普遍主義」の誕生とともに、「公的な徳」を体現する「国家・制度倫理」と相克するに至った。しかし、そうした線引きは疑わしい。ハーバーマスの見立てによると、ゲーレンは、「近くの目標」を対象にするという生物学的な先入見を「家族倫理」に織り込み、そこから「普遍主義」を理解しているせいで、「国家倫理」との連続性を見落としている。両者の対立は、文化の発展に伴い、親族などの「小集団道徳」が、「政治的に組織された大集団」によって相対化され、道徳体系が次第に「抽象化」する「歴史的葛藤」として捉えるべきなのだ (PP, S. 112/164頁)。そして「普遍主義」とは、国家という枠に収まった倫理を突破すべく、近代の啓蒙主義の時代に登場したものである (PP, S. 114/166-167頁)。

その代表例として、カントが引き合いに出される。「実践理性」は、「規範の妥当性の普遍的形式」を要求するものの、こうした形式性は、行為する主体のうちに基礎付けられうるにすぎないため、万人を包摂する「普遍的な拘束力」を有しえない (PP, S. 114f./167-168頁)。ここに、「普遍」と「個別」の対立が生じる。そこでハーバーマスは、「各人の個人性と規範の普遍的妥当性は、対話による媒介を必要とする」と述べ、強制なきコミュニケーションによる合意の獲得を目指す、「意思形成の公共的過程」にその突破口を見出している (PP, S. 115f./169頁)。

この書評に先駆け、ハーバーマスは対話的コミュニケーションの構想をすでに発表しているものの、¹⁹⁾ こうした解決策を、単にゲーレンの保守的な理論に対する自説の対置と見なすことはできない。とりわけ、「個人性」と「規範」を社会的・歴史的過程で捉えるという問題意識は、先の書評にすでに存在していたものだからだ。むしろ、ゲーレンの理論への評価を参照することで、「コミュニケーション」概念の構想がより良く理解できるはずである。まずもってハーバーマスは、ゲーレンが重視していた「相互性」こそ、「理想的な対話状況の対称性のうちに組み込まれており [...] 道徳一般の基礎」であることを確認する (PP, S. 117/171頁)。そして、こう続けている。

類的生活は、いわば生産の物質的条件とともに、社会組織の倫理的条件

19) 「生活世界」や「コミュニケーション」の構想は、すでに以下で論じられている。
Jürgen Habermas: *Technik und Wissenschaft als Ideologie*. Frankfurt a. M. (Suhrkamp) 1968.
[J・ハーバーマス (長谷川宏訳): *イデオロギーとしての技術と科学* (平凡社ライブラリー) 2000]。

にも依存する。社会化は、日常語のコミュニケーションを媒介に遂行されるので、個人のアイデンティティは、有機体システムの外で […] つまり、コミュニケーション的共同体のなかで、確定されねばならない。(PP, S. 117f./172頁)

「類的生活」の支えは、物質的諸条件だけでなく、「社会組織の倫理的諸条件」に求められ、「コミュニケーション」による「社会化」を通じて、「個人のアイデンティティ」も確立されていく。ヴェールレによると、「コミュニケーションの合理性」における社会文化的な伝承という側面は、ハーバーマスの、ゲーレンによる制度論の独自性を受容した成果の一つである。そしてまたゲーレンとは異なり、そこに「妥当性」という観点が持ち込まれ、日常コミュニケーションの営まれる「生活世界」が、そのつどの「背景充足」を経て、合意の基準となる「妥当性」を担保する場所として把握されるに至ったとされる。²⁰⁾ こうした指摘は、本章の分析にとっても大変示唆的である。ある「規範」を備えた社会的・文化的の制度は「個人性」にとって、二つの意味で必要不可欠である。第一に、「対話」を通じて、「個人性」を実現する枠組みとして。第二に、そのように獲得された集団と個人の調和関係を保証し、新たな「規範」を定着させる仕組みとして。これらの段階は繰り返され、更新された規範はそのつど「背景充足」として後景に退くことで、各個人にはさらなる自己実現の可能性が開かれる。むしろ、ハーバーマスは「制度」が持つ抑圧的な側面をも見逃してはいない。

抑圧的な社会は、自由なコミュニケーションを比較的強く阻む性質を持った、ア priori に保証される支配の正当化を必要とする […]。体制により歪められたコミュニケーションからくる抑圧が減少すればするほど、普遍主義的の徳はますます広がり、それにともない、個別化の前進の機会もまた一層広がっていく。(PP, S. 118f./173頁)

制度は、常に個人を抑圧する危険性を孕んでいる。ハーバーマスによれば、まずもって、「ア priori に保証される支配の正当化」ではなく、自由な「コミュニケーション」が保証されていなければならない。その前提が満たされるならば、制度は、「普遍主義的の徳」と「個人性」という一見相反する二つの契機を促進する、先の二つの段階が機能するような社会的で歴史的な過程を生み出すことができるのである。

20) Vgl. Patrik Wöhrle (2010), S. 267f.

こうした洞察をもとに、ハーバーマスは西ドイツの時代情勢に言及する。福祉国家が社会的要求に配慮する後期資本主義では、貧困と政治的抑圧との間の相関関係は存在しないため、経済的困窮の脱却を盾に、政治的抑圧は覆い隠される。この辺りの福祉国家批判は、ハーバーマスもゲーレンも類似した見解である。ただし、「普遍主義的徳の無効化と脱政治化」に福祉国家の問題を見たハーバーマスは、制度を揺るがす一切の原因を「主観主義」に帰すゲーレンを批判している（PP, S. 123/179頁）。この直後の箇所では、ハーバーマスが、ゲーレンが文化無政府主義、すなわち学生運動という現象を自らの主観主義テーゼに即して綿密に分析していない点を指摘しているのも興味深い。先に見たように、ゲーレンは学生運動や知識人たちを（国家）制度を不安定化させる存在として一括りに批判していたわけだが、ハーバーマスからすれば、まさしく「制度」という概念をめぐる、学生運動と自らの立場の間にもまた、重要な相違が存在するのである。

まずもって、文化無政府主義の代表者たちは、解放された社会に向けて、「自発性や直接的な相互行為を過度に推し進める」(PP, S. 123/179-180頁)。そして、理性的対話の軽視に至るこうした現象が、「自然の理想化」に至れば、「日常語によるコミュニケーションに残るのは、対話の道徳的な社会基盤を奪われ、もはや単に私的な言語表現に役立ちうるに過ぎない外皮だけとなる」(PP, S. 124/180-181頁)。「社会基盤」、すなわち社会における制度とは、「対話」を可能にし、「個性性」を実現すべく「規範」を更新していく枠組みであり、その時点での「道徳意識の発展」の歴史的結晶である。ゆえに、もっぱら自発性に依拠し、「公共的コミュニケーション」という基盤から脱落してしまえば、現行の規範の無効化を宣言したとしても、対抗文化は非政治的な帰結しか持ち得ず、自らの意図とは裏腹に、流行という消費の対象に墮し、「主観主義的な余暇文化」(PP, S. 125/182頁)として、福祉国家体制の管理対象となってしまうのである。すると、その試みは社会の不安定化の原因とみなされ、かえって「形式的民主主義の制限の正当化」に道を開く、全体主義的な帰結をもたらす危険性がある（PP, S. 125/182頁）。実際にハーバーマスは、『モラルとハイパーモラル』の書評に先駆けて、抗議する学生たちとの討論にあたり、「この近視眼的な物の見方は、[...] いまなお自由と権利を保障する憲法に基づく諸制度（Verfassungsinstitutionen）への敬意を排除する」と訴えかけ、彼らの試みを痛烈に批判していた。²¹⁾ ハーバーマスからすれば、個人の自由を実現するためにこそ、「制度」は必要であり、それも

21) Jürgen Habermas: Die Scheinrevolution und ihre Kinder. In: Kleine Politische Schriften I-IV (1981), S. 249-260, hier S. 258.

自由な対話を保障する民主主義的制度でなければならなかった。まさしく戦後西ドイツにおいてその役割を担っているのが、憲法に基づく国家制度とその下にある様々な社会制度なのである。

最後にハーバーマスは、ナチスが体現したような、「権力を持った諸制度の実態を人工的に更新した政治」の復活を危惧し、「右翼知識人」としてのゲーレンの主張を退ける形で、議論を終える（PP, S. 125f./183頁）。前章での考察を踏まえれば、こうした懸念にも納得がいくだろう。つまり、ハーバーマスにとってゲーレンの存在は、戦後西ドイツにおける民主主義の定着を図るために、いかに全体主義的な帰結を伴うことなく社会における「制度」の意義を捉えうるか、という問いに向き合う上で、重要な試金石であったのだ。

3. 憲法パトリオティズム論とのつながり

ハーバーマスが「憲法パトリオティズム」の概念を最初に打ち出したのは、ナチズムやホロコーストの特異性をめぐって議論が戦わされた、1986年の「歴史家論争」においてである。この論争は歴史学の範疇を超えて、ドイツ人の「集团的アイデンティティ」に密接に結びつくものであったがゆえに、広く社会の注目を集めた。²²⁾ とりわけハーバーマスは、ナチズムの過去を他国との比較の中で相対化しようとする言説が、「国民的歴史を軸にした伝統的アイデンティティの修復のために、修正主義的な歴史を利用しようとしている」ことを痛烈に批判した（HS, S. 73/65頁）。²³⁾ まずもって、「第二の自然として現れる閉じた歴史像とも、伝統的な、すなわち反省を経ることなく一様に共有されたアイデンティティとも相容れない歴史意識を培うために」、解釈の多元主義が存在せねばならない（HS, S. 75/67頁）。そして、自らの歴史的なルーツを素朴に標榜できない現代において、ポスト慣習的なアイデンティティを形成するには、「普遍主義的な価値志向のフィルター」が必要となる（HS, S. 75/67頁）。ハーバーマスは自らの論説を次のように締めくくる。

22) この辺りの経緯については、三島憲一：解説—ドイツ歴史家論争の背景 [J・ハーバーマス/E・ノルテ（徳永恂他訳）『過ぎ去ろうとしない過去。ナチズムとドイツ歴史家論争』241-257頁]；ヤン＝ヴェルナー・ミュラー（斎藤一久他訳）：憲法パトリオティズム（法政大学出版局）2017、35-43頁。

23) Jürgen Habermas: Eine Art Schadensabwicklung. In: Ders./Ernst Nolte u.a.: Historikerstreit. Die Dokumentation der Kontroverse um die Einzigartigkeit der nationalsozialistischen Judenvernichtung. München (Piper) 1987 [=HS], S. 62-76 [J・ハーバーマス（辰巳伸知訳）：一種の損害補償 [J・ハーバーマス/E・ノルテ、前掲書、50-68頁]]。

私たちを西側から離反させない唯一のパトリオティズムは、憲法パトリオティズムである。ドイツ人の文化国家の中では、残念ながらアウシュヴィッツの後になって——そしてそれを通じて——初めて普遍主義的な憲法原理に対する確信を伴った結びつきが生まれたのだった。(HS, S. 75/68頁)

「憲法パトリオティズム」の要点は、「普遍主義的な憲法原理」を通して、集团的アイデンティティーを形成していくことにある。ハーバーマスが提示したこの構想をめぐる先行研究では、「ドイツ」の国民意識のあり方が問題となった「歴史家論争」が発点にあったこともあり、集团的アイデンティティーの固有性と普遍主義との緊張関係をいかに考えるか、という点に主眼が置かれてきた。²⁴⁾ さらに近年では、ハーバーマスの思想が、とりわけ1970年代中頃から、どのような過程を経て「憲法パトリオティズム」へと結実するに至ったかが解き明かされ始めている。²⁵⁾ このように見てくると、1950年代に始まるゲーレンとの論争にもまた、「憲法パトリオティズム」へとつながっていくような、一つの重要な要素を見出すことができるように思われる。

すでに述べたように、ハーバーマスにとって、ゲーレンの提唱する制度論との批判的対峙は、ナチスを経て誕生したドイツ連邦共和国という国家制度、すなわち憲法に基づく諸制度の意義を問い直すことを意味した。「制度」は、個人が社会の中で自らの自由を実現する土台である一方で、構成員を遍く包含するという点で抑圧性を持つ。それゆえ、制度を所与のものと思わずのではなく、それが体現する「規範」の妥当性を絶えず問い直しながら、「規範」を更新していく必要がある。同時に、更新された「規範」はそのつど「背景充足」にもたらされるため、制度には複数の「規範」が蓄積されていくという点も忘れてはならない。憲法により平等な対話が保障されることで、その下にある諸制度は社会的かつ歴史的な結晶物として、集団の独自性を表現しつつ、構成員たる個々人の自由を実現する基盤となりうるのだ。

このような洞察は、普遍主義的な憲法原理と個人的・集团的アイデンティティーとをつなげる媒介として、社会における諸制度が果たす役割を示しており、「憲法パトリオティズム」の理念をより一層深く理解する助けとなるだろう。

24) この問題を主眼的に論じたものとして、田畑真一：普遍性に根差した政治文化の生成。J・ハーバーマスにおける憲法パトリオティズム論の展開 [『社会思想史研究』No. 38, 2014, 204-223頁]；ヤン＝ヴェルナー・ミュラー、前掲書；牧野正義：ハーバーマスのアイデンティティ論—憲法パトリオティズム論を中心に— [『西日本哲学年報』第16号, 2008, 91-107頁]；毛利透：民主制の規範理論—憲法パトリオティズムは可能か (勁草書房) 2002。

25) 田畑真一、前掲書。

Habermas' Auseinandersetzung mit Gehlen, die demokratische Entwicklung der frühen BRD und die Problematik von „Institutionen“

— eine Vorgeschichte des „Verfassungspatriotismus“ —

Hiroki HASHIMOTO

Nach dem Zweiten Weltkrieg wurde die Bundesrepublik Deutschland unter der Leitung der Alliierten nach dem Muster westlicher demokratischer Ordnungen errichtet. Sie war ein provisorischer Staat, der aus diesem Grund nachträglich seine Legitimität durch gesellschaftliche sowie politische Debatten gewinnen musste. Von den 1960er Jahren bis in die 1970er Jahre standen autoritäre Aspekte des Staats im Vordergrund, da jene politischen Ereignisse wie die Spiegel-Affäre, die Große Koalition (CDU/CSU-SPD), die Notstandsgesetzgebung usw. sukzessiv stattfanden, bei denen es sich um staatliche Unterdrückung des individuellen Rechts der Bürger*innen handelte. Als Reaktion darauf bildete sich die APO (Außerparlamentarische Opposition), die hauptsächlich aus dem SDS (Sozialistischer Deutscher Studentenbund) bestand.

Es war Jürgen Habermas (*1929), der sich mit der demokratischen Entwicklung der frühen BRD beschäftigte. Er protestierte heftig gegen die Unterdrückung der Demokratie vonseiten des Staates und zugleich kritisierte er die sich radikalisierenden Student*innen, die sowohl demokratische Spielregeln als auch die gegebenen Institutionen umzuwandeln versuchten. Hierbei ist anzumerken, dass Habermas sich mit den konservativen Denkern auseinandersetzte. Vor allem ist Arnold Gehlen (1904-1976) sehr wichtig, da er in der damaligen akademischen und journalistischen Öffentlichkeit großen Einfluss hatte und die Institutionstheorie aufstellte.

Die bisherige Forschung fokussiert auf jene Rezeption von Gehlens Theorie durch Habermas, die zu seinen Werken *Strukturwandel der Öffentlichkeit* (1962) oder *Theorie des kommunikativen Handelns* (1981) führen sollte. Man kann darüber hinaus auch die Frage stellen, was die Institutionstheorie Gehlens für Habermas' Bewertung der demokratischen Entwicklung nach dem Zweiten Weltkrieg bedeutete. Die vorliegende Arbeit geht zunächst auf Gehlens Hauptwerke *Urmensch und Spätkultur* (1957) sowie *Moral und Hypermoral* (1969) ein und analysiert dann die zwei Besprechungen Habermas' zu diesen Büchern. Für Habermas war Gehlen ein Prüfstein beim Versuch, die Bedeutung der gesellschaftlichen Institutionen ohne totalisierende

Konsequenzen zu retten und die Demokratie im Nachkriegsdeutschland festzumachen.

Dies dürfte auch eine neue Sichtweise auf den Begriff „Verfassungspatriotismus“, den Habermas erst beim sogenannten „Historikerstreit“ von 1986 konzipierte, bringen. Dabei insistierte Habermas gegen die revisionistische Historie auf eine Gestaltung der postkonventionellen Identität, welche sich durch universalistische Wertorientierungen verfeinert. Hier geht es also um eine Spannung zwischen kollektiver Identität und universalen Verfassungsprinzipien. In diesem Punkt ist die Rolle der gesellschaftlichen Institutionen notwendigerweise zu klären, deren Bedeutung Habermas durch seine Auseinandersetzung mit Gehlen herausarbeitete. Die gesellschaftlichen Institutionen können ein Vermittler zwischen sowohl individueller als auch kollektiver Identität und universalistischen Verfassungsprinzipien sein, soweit sie den demokratischen Spielregeln folgen.